

# 低公害車等に係る自動車重量税の減免措置について

平成22年4月 国 税 庁

電気自動車等のいわゆる次世代自動車や、一定の排ガス性能・燃費性能等を備えた自動車（以下「低公害車等」という。）について、新規検査又は継続検査等（自動車検査証の交付等）の際に納付すべき自動車重量税が減免されています。

## I 適用

低公害車等に係る、平成24年4月30日までの間に**最初に受ける新規検査又は継続検査等**（自動車検査証の交付等）の際に納付すべき自動車重量税について減免されます。

## II 減免率と対象車

- 自動車重量税が全額免除されるもの（[詳細は別表1をご参照ください](#)）  
電気自動車（燃料電池車を含む）・プラグインハイブリッド自動車・クリーンディーゼル乗用車、一定の要件を満たす天然ガス自動車及びハイブリッド自動車
- 自動車重量税が75%軽減されるもの（[詳細は別表2をご参照ください](#)）

車種等		燃費基準	排出ガス基準
乗用車等 (軽自動車を含む)	ガソリン車 L P G 車		
	ディーゼル車		
ディーゼル車 (上記に該当するものを除く)	車両総重量 12ト超		平成21年排出ガス規制適合
	車両総重量 3.5ト超 12ト以下		平成22年排出ガス規制適合
	車両総重量 2.5ト超 3.5ト以下		平成21年排出ガス規制適合

- 自動車重量税が50%軽減されるもの（[詳細は別表3をご参照ください](#)）

車種等		燃費基準	排出ガス基準
乗用車等 (軽自動車を含む)	ガソリン車 L P G 車		
	ディーゼル車		
ディーゼル車等 (上記に該当するものを除く)	車両総重量 2.5ト超 3.5ト以下		
	車両総重量 3.5ト超		

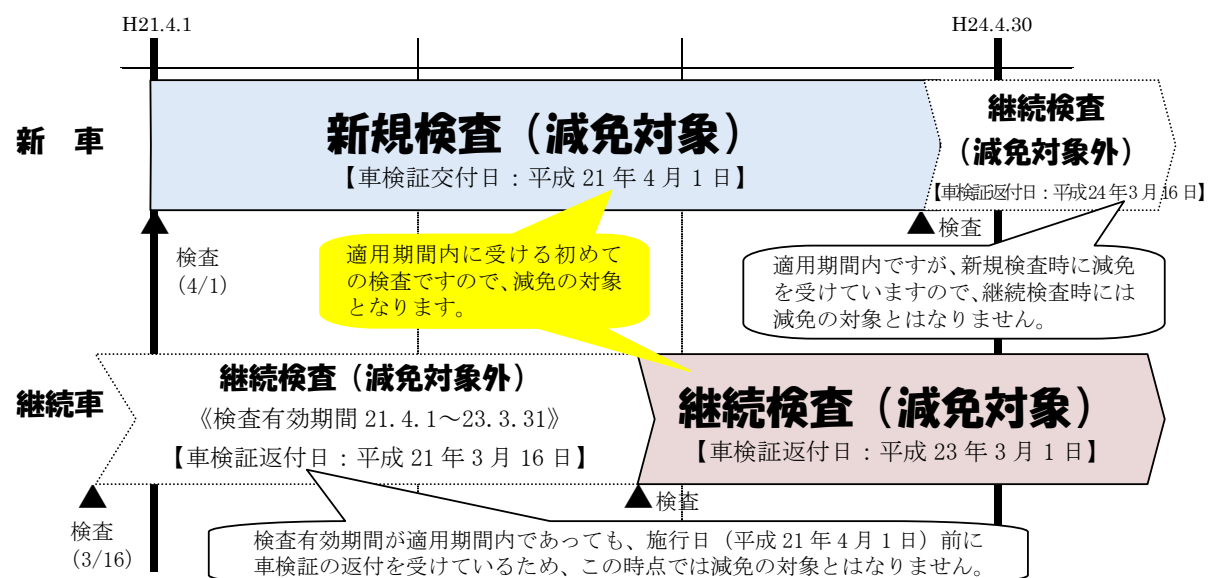
### Ⅲ よくあるご質問

【Q1】 減免措置の対象となるハイブリッド自動車を所有しているのですが、21年3月中に継続検査を受けました。

当該検査に係る自動車重量税について減免措置を受けることはできないのですか。

【A1】 今回の減免措置は、平成21年4月1日から平成24年4月30日までの間に最初に受ける新規検査又は継続検査等（自動車検査証の交付等）の際に納付すべき自動車重量税について減免されることとなっています。

したがって、ご質問のような場合には、次回の継続検査等（平成24年4月30日までに受ける最初のもの）の際に納付する自動車重量税について減免措置を受けることができます。



【Q2】 私の所有する車は、減免措置の対象となるのでしょうか。

【A2】 税務署（国税局）では、今回の減免措置についての法令の解釈についてご説明させていただきますこととしております。

どのメーカーのどの車種（商品名）がその対象になるかということに関しては、各自動車メーカーの窓口にお問い合わせください。

#### IV 照会窓口

自動車重量税の減免措置についてご不明な点がございましたら、次の各問合せ先にご照会ください。

##### ○所有（購入）する自動車が減免の対象となるかどうかの確認

会社名	住所	担当部署	電話番号
アウディジャパン(株)	東京都世田谷区尾山台 2-30-8	アウディ・コミュニケーションセンター	0120-598-106
いすゞ自動車(株)	東京都品川区南大井 6-26-1 大森ベルポートA館	お客様相談センター	0120-119-113 03-5471-1188
(株)オートレックス	福岡県福岡市早良区四箇 1-8-5	営業部	092-812-8588
スズキ(株)	静岡県浜松市南区高塚町 300	お客様相談室	0120-402-253
ダイハツ工業(株)	大阪府池田市ダイハツ町 1-1	お客様相談室	0800-500-0182
トヨタ自動車(株)	愛知県名古屋市中村区名駅 4-10-27 第2豊田ビル西館7階	お客様相談センター	0800-700-7700
日産自動車(株)	神奈川県横浜市金沢区福浦 3-7	お客様相談室 9:00~17:00	0120-315-232
日野自動車(株)	東京都港区芝 4-11-3	お客様相談室 9:00~17:00	0120-106-558
フォルクスワーゲングループジャパン(株)	愛知県豊橋市明海 5 番地の 10	フォルクスワーゲン カスタマーセンター	0120-993-199
富士重工業(株)	東京都新宿区西新宿 1-7-2	SUBARU お客様センター	0120-05-2215
本田技研工業(株)	埼玉県和光市本町 8-1	お客様相談センター	0120-112-010
マツダ(株)	広島県安芸郡府中町新地 3-1	マツダコールセンター 平日 9:00~17:00 土・日・祝日 9:00~12:00 13:00~17:00	0120-386-919
三菱自動車工業(株)	東京都港区芝 5-33-8	お客様相談センター	0120-324-860
三菱ふそうトラック・バス(株)	神奈川県川崎市幸区鹿島田 890 番地 12	お客様相談センター	0120-324-230
メルセデス・ベンツ日本(株)	東京都港区六本木 1-9-9 六本木ファーストビル	メルセデス・コール	0120-190-610
UDトラック(株)	埼玉県上尾市大字老丁目 1 番地	お客様相談室	0120-67-2301
UDトラック(株) (ボルボトラック)	東京都江東区木場 2-17-12 SAビル5階	ボルボトラックジャパン 事業部 販売担当	03-6684-8810

団体名	住所	担当部署	電話番号
(社)日本自動車工業会	東京都港区芝大門 1-1-30 日本自動車会館 16・17 階	業務統括部	03-5405-6132
(社)日本自動車販売協会連合会	東京都港区芝大門 1-1-30 日本自動車会館 15 階	法務部	03-5733-3105
日本自動車輸入組合	東京都港区芝 3-1-15 芝ポートビル5階	会員業務部	03-5765-6813
(社)日本中古自動車販売協会連合会	東京都渋谷区代々木 3-25-3 あいおい損保新宿ビル 10 階	企画部	03-5333-5881

##### ○自動車重量税法及び租税特別措置法に規定する法令の解釈について

住所地等を管轄する国税局消費税課（沖縄国税事務所においては間税課）

##### ○登録自動車に係る自動車重量税の税額及び検査の手続きについて

国土交通省自動車交通局ホームページ

[http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_fr1\\_000005.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr1_000005.html)（自動車重量税等の減免について）

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/kensatoroku/inspect.htm>（自動車検査・登録ガイド）

##### ○軽自動車に係る自動車重量税の税額及び検査の手続きについて

軽自動車検査協会ホームページ

<http://www.keikenkyo.or.jp>